

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人は、おおむね次のとおり主張し、本件処分を取り消す裁決を求めている。

(1) 本件処分のうち、動産にかかる差押処分について

ア 年金は差押禁止動産に該当し、民事執行法（昭和53年法律第4号）第131条及び第152条に違反している。

イ 預金調査の内容に徴収担当者の錯誤があり、適切な判断を求めるが、農協預金は国民年金受取通帳であり、差押禁止預金通帳である。

ウ 資産の全部を差押えられた状態にあり、収入源は国民年金でしかなく、最低限以下の生活（収入）しかない状態が実情である。

(2) 本件処分のうち、不動産にかかる差押処分について

ア 資産すべてを差押えたと聞いており、今頃調査して、差押財産が見つかったので差押えする意味が分からない。

イ 税未納分は物納で納めるしか方法はないと言ってきており、考慮を求めるが聞き入れてもらえなかった。

ウ 信託財産帰化後の競売に、配当金すべてを未納金に当ててほしいことは伝えており、徴収担当と相続財産管理人との話は聞かされず、放置状態にある。

エ 信託資産の問題が解消した時点で既存資産が残っていたら、差押えの錯誤を認めその間の逸失利益を支払うと約束した。

2 処分庁の主張

処分庁は、おおむね次のとおり主張し、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 動産にかかる差押処分について

本件処分は、公租に対する差押処分のため、民事執行法の適用は受けず、地方税法（昭和25年法律第226号）において「国税徴収法（昭和34年法律第147号）に規定する滞納処分の例による」と規定されていることから、国税徴収法の適用を受ける。このことから、本件処分は、国税徴収法第75条から第78条までの差押禁止財産の規定には抵触していない。

(2) 不動産にかかる差押処分について

審査請求人が主張する「不動産の差押は当時の収納担当者の錯誤で行った（た）事で当初約束に変更を求める。」は、本件処分より前に行った不動産差押処分

のことを指しており、本件処分とは関係がない。なお、「当初の約束」については、補正書の説明をもってしても内容等が不明である。また、審査請求人の主張に対して事実と異なる点があることやほ場整備、信託資産については、直接関与していないため不知である。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 民事執行法第1条は、強制執行、担保権の実行としての競売及び民法その他の法律の規定による換価のための競売並びに債務者の財産状況の調査については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる、とされる。
- (2) 地方税法の以下条文において、本件処分の対象税目の滞納処分について規定されており、いずれも「地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。」とされる。
 - ア 個人市県民税：第331条
 - イ 固定資産税：第373条
 - ウ 軽自動車税：第463条の27
 - エ 国民健康保険税：第728条
- (3) 国税徴収法の以下条文において、差押禁止財産が規定されている。
 - ア 一般の差押禁止財産：第75条
 - イ 給与の差押禁止：第76条
 - ウ 社会保険制度に基づく給付の差押禁止：第77条
 - エ 条件付差押禁止財産：第78条

2 本件処分に違法性又は不当性があるかについて

(1) 本件処分のうち、動産にかかる差押処分について

本件処分は、審査請求人の個人市県民税、固定資産税、軽自動車税及び国民健康保険税の滞納金額を徴収するためになされた地方税法を根拠とした租税債権の差押処分である。地方税法においては前述1(2)で示したように「国税徴収法に規定する滞納処分の例による」と規定されており、審査請求人が主張する民間債権等の差押えについて定めた民事執行法による規定の適用はない。

本件処分は、年金債権に対して行われた差押処分ではなく、審査請求人が■■■■信用金庫（■■■■支店）及び■■■■農業協同組合（■■■■支店）に対して有する普通預金から差し押さえたものであり、国税徴収法第75条から第78条までの差押禁止財産の規定には抵触していない。

本件処分は、預金口座にある預貯金額のすべてを差し押さえてはならず、直ちに審査請求人が生活困窮に陥るおそれがないことを確認したうえで行われている。

以上のことから、本件処分のうち動産にかかる差押処分は法令に基づき適正に行われており、違法性又は不当性は認められない。

(2) 本件処分のうち、不動産にかかる差押処分について

審査請求人の「資産すべてを差押えたと聞いており、今頃調査して、差押財産が見つかったので差押える意味が分からない。」「税未納分は物納で納めるしか方法はないと言ってきており、考慮を求めるが聞き入れてもらえなかった。」という主張について、これらを裏付ける書面等は存在していないこと、また、処分庁も明確に否定していることからすると、本件処分の時期や方法等に関して審査請求人と処分庁との間で何らかの合意があったとは認められない。

また、審査請求人の「信託財産帰化後の競売に、配当金すべてを未納金に当ててほしいことは伝えており、徴収担当と相続財産管理人との話は聞かされず、放置状態にある。」「信託資産の問題が解消した時点で既存資産が残っていたら、差押えの錯誤を認めその間の逸失利益を支払うと約束した。」という主張については、審査請求人の信託財産の処分に関わる主張であり、処分庁が直接関与することではなく、本件処分の取消理由とは認められない。

以上のことから、本件処分のうち不動産にかかる差押処分は、違法性又は不当性は認められない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和5年6月27日

審査庁 西尾市長 中 村 健

1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に西尾市を被告として（訴訟において西尾市を代表する者は西尾市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起できます。

ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として裁決の取消しを求めることはできません。

2 処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に西尾市を被告として（訴訟において西尾市を代表する者は西尾市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

3 上記期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間や、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。